



年6回発行

nagoya発

2006.10月 No.16

くらしのほっと通信

こんな誘いには気をつけて!

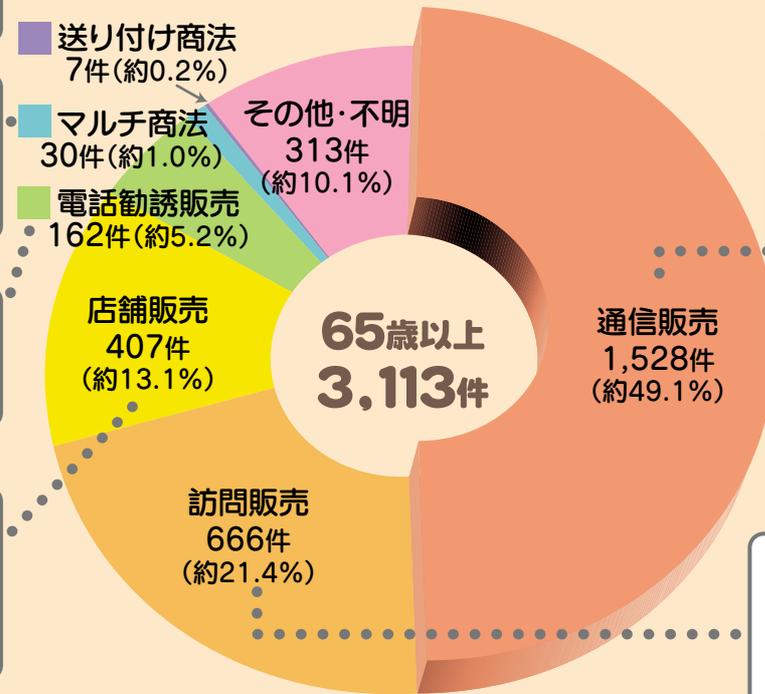
トラブル あれこれ 高齢者編

平成17年度に名古屋市消費生活センターに寄せられた65歳以上の高齢者の相談件数は3,113件で、平成16年度に比べて1,400件以上も増加。今年度はさらに増加しています。被害を防止するために特に注意していただきたい、今どきの高齢者トラブルを紹介します。



●平成17年度 高齢者の相談内訳●

- 前年度より2件増加**
勝手に本やビデオなどを送り付けて代金を請求する手口です。
- 前年度より10件増加**
マルチ会員の知人から健康食品などを勧められるケースが多いようです。
- 前年度より55件増加**
電話割引サービスや株・為替に関する相談の増加が目立ちました。
- 前年度より157件増加**
不払問題が相次いだ生命保険の相談をはじめ、全体的に増加。最多はフリーローン・サラ金の46件。



前年度より**1,039件増加**
ほとんどがハガキや封書などによる**架空請求**に関する相談でした。

前年度より**60件増加**
特に電話割引サービスと住宅リフォームに関する相談が急増。点検商法・催眠商法はここに含まれます。

日進月歩...

今どきの架空請求ハガキ

以前は「有料サイトの料金が未納だ」などと利用料を請求するハガキが、主に若者に送付されていましたが、最近では「貴方が納付していない消費料金について契約会社、運営会社から民事訴訟による訴状が提出された」などと脅して、**訴訟取り下げの手續を促すもの**が主流。請求の対象は高齢者に移行し、すでに**他界した家族宛に届いた**という相談もよくあります。

*ハガキに限らず、封書で通知が届くケースも増えています。

架空請求は**無視**しましょう。



こんな言葉は**要注意!** ~よく使われる言葉~

- ・民事訴訟 ・最終通告 ・法務局認定
- ・〇〇管理事務局 ・〇〇管理機構
- ・総合消費料金 ・訴状の提出
- ・不動産の仮差し押さえ ・強制執行
- ・裁判取り下げ最終期日 ・異議申し立て期間
- ・訴訟取り下げ等の相談を受け付けています
- ・万一、身に覚えがない場合は、**至急ご連絡下さい**

これは連絡をさせるための口実です

消費生活相談
専用電話

月~金曜日

くろない
052-222-9671
くろなし
052-222-9674

架空請求
ホットダイヤル

土曜日 052-222-9690

お気軽にご相談ください。
※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

近ごろ気になる高齢者トラブル

「売りたい」気持ちにつけ込む

原野商法二次被害

「将来、必ず値上がりする」と偽り山林や原野を時価の何倍もの価格で売りつける「原野商法」により過去に山林などを購入した人に対して、「別荘地として開発がはじまり、すでに何区画か売れている。売るためには測量が必要だ」「広告を出せば高値で売れる」と測量や広告代理サービスなどの契約を迫る二次被害が増えています。



相談事例

20年以上前に山林の土地を買ったが、売れずそのままになっていた。ところが最近、「隣地の所有者から測量の依頼がありました。確認したいことがあるので連絡をしてください」との往復ハガキが届いた。何かと思い返信したら、後日、業者から電話がかかり、「隣の人が土地をほしがっている。測量代は通常30万円だが、隣の土地と一緒にするから半額を負担すればいい」などと説明された。測量後には土地が売れるものだと思い込んで依頼したが、昨日届いた契約書には土地の売却についての記載がない。信用できるか？

相談結果

今回の相談は、勧誘時の説明と契約書の内容が異なっていることなどから原野商法二次被害の可能性が高いと思われます。信用性に疑問があるならクーリング・オフをするようにと助言しました。

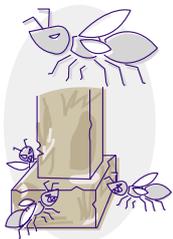


アドバイス

- * セールストークを鵜呑みにしないようにしましょう。
- * 訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。ただし、クーリング・オフが適用されないもの(広告代理サービスなど)もあります。ご注意ください。

典型的な高齢者トラブル

点検商法



主な勧誘方法と問題点

「点検に来ました」と訪問して床下や屋根などを点検した後、「地震がきたら大変だ」などと不安をあおり契約を迫る手口。警戒させないように公的機関をかたったり、「近所で工事をするので挨拶に来ました。ついでに点検しましょうか」などと善意を装う業者もいる。契約後すぐに施工し、「施工後はクーリング・オフはできない」と嘘をつく場合もある。

▶ 主な商品・サービス 耐震補強工事 床下換気扇 シロアリ駆除 浄水器 布団



アドバイス

- ★ 突然の来訪者を安易に家に入れない
- ★ 不安をあおられても、その場で契約はしない
- ★ 工事が必要な場合は複数の業者から見積もりをとって比較検討する
一人で判断せず、家族や知人に相談しましょう。
- * 契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。



億万長者になれる!?

海外宝くじのダイレクトメール

最近、高齢者からの相談が急増。中には「無視しているのに度々届いて困っている」と何十通もの手紙の束を持参する相談者もいます。

トラブル例1

「おめでとうございます。あなたは億万長者になれます」などと、あたかも高額賞金が当たったかのような内容のエアメールが届いた。

トラブル例2

申込金の支払いのためにクレジットカードの番号を通知したら、1度しか申し込んでいないのに何度も引き落としが続いている。

アドバイス

*** 申込金を払えば高額賞金が手に入ると勘違いをさせるような文面ですが、宝くじ購入の勧誘にすぎません。
* 日本国内で海外宝くじを買うことは法律で禁止されています(刑法187条：賭博及び宝くじに関する罪)。**



安さばかりを強調

自宅電話の割引サービス

平成16年頃から各電話会社の直収型電話サービスが始まり、各社の顧客獲得競争が激化しています。

直収型電話サービスとは...

各電話会社がNTTから電話回線を借り受けて、消費者に直接、独自の電話サービスを提供するもので、基本料金と通話料金は各電話会社に支払います。以前は、NTTと契約をして基本料金をNTTに払わなければ自宅の固定電話は利用できませんでしたが、このサービスにより、NTTと契約をしなくても利用できるようになりました。

トラブル例1

「いま使っている電話の料金が安くなる」などと勧められたため、現在契約している電話会社からの勧誘だと思い込んで承諾したら、実は別会社との契約だった。

トラブル例2

電話勧誘時に断ったつもりだったのに、後日、契約内容のお知らせが届いた。

アドバイス

*** 料金体系やサービス内容は会社により異なります。自宅の利用実態に適した電話会社を選びましょう。
* 契約をした場合は、契約内容を知らせる書面が郵送されます。必ず内容を確認しましょう。**



催眠商法 (SF商法)

主な勧誘方法と問題点

「粗品を配っている」などと主に高齢者を誘い、閉め切った会場に人を集めて台所用品などを無料で配って気分を高揚させた後に、高額な商品売りつける手口。何人もの販売員が取り囲んで契約を迫ったり、一緒に金融機関に同行して代金を引き出させる強引な業者もいる。代金を受け取った後に行方をくらまし、クーリング・オフをしたくてもできなくなってしまう場合もある。

▶主な商品・サービス 布団 電気治療器 健康食品

アドバイス

- ★無料につられて、安易について行かない
- ★異様な雰囲気感に感わされずに、冷静に判断する
- ★高額な商品の現金払いは避ける

クーリング・オフにより法律上は返金を求めることができる場合でも、一旦払ったお金を取り返すのは大変なことです。

*** 契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。**





お知らせ

消費生活講座受講者募集

受講料
無料

各講座 全4回 午前10時～正午

| 講座名 | 日程 | 内容 |
|----------------------|---|---|
| 講座1 「暮らしの安全とエコ」 | 【11月】 9日(木)・16日(木)・30日(木) 【12月】 7日(木) | 住まいの防犯対策、環境にやさしい生活、エコドライブなど、安全と環境をテーマに、日々の暮らしの中で実践できる身近な工夫を紹介します。 |
| 講座2 「大そうじ前の耳寄り情報」 | 【11月】 14日(火)・21日(火)・28日(火) 【12月】 5日(火) | 知っているると便利な水まわりや電気設備の掃除&修理法をはじめ、ふすまの張替え、すっきり片付く収納術など、年末の大掃除に役立つ情報を紹介します。 |

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室 伏見ライフプラザ12階

募集人数 講座1 講座2 とも各100名(応募多数の場合は抽選)

応募方法 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④希望の講座名を明記のうえ、11月1日(水)までに下記の担当係へ(必着)

ウェブサイトからも応募できます。 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費生活講座 係

*消費生活講座受講者募集についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

めざせ、賢い消費者!

名古屋市消費生活フェア開催 入場無料

『知恵と 勇気で 自立した消費者に』をテーマに、暮らしに役立つさまざまな消費生活情報を発信します。テーマに関連した展示、ステージイベント、クイズ、ゲームなど、楽しい催しがいっぱい! ぜひ、ご来場ください。

開催日時 10月21日(土)～22日(日)
午前11時～午後4時

昨年の様子

会場 オアシス21「銀河の広場」
地下鉄東山・名城線
「栄」下車

問合せ先 名古屋市市民経済局
消費流通課
☎972-2434



実習講座のご案内

受講料
無料

消費生活センターでは、ご要望に応じて随時、実習講座(全9種類)を開催しています。お気軽にご参加ください。

*悪質商法などに関するミニ講座と組み合わせでの申し込みも可能です。

- ①ところでん作り ②こいにもく作り ③バターとチョコレイト作り
- ④豆腐作り ⑤野菜・果物のビタミンCと糖度測定
- ⑥食品添加物の簡易テスト ⑦入浴剤作り
- ⑧再生はがき作り ⑨シミ抜き

お好きなテーマをお選びください

対象・定員 市内在住の10～30名までのグループ

開催日時 月～金(祝日除) 午前9時から正午、午後1時から5時(所要時間 2時間程度)

開催場所 名古屋市消費生活センター
消費者開放試験室(伏見ライフプラザ10階)

申込方法 希望日の1ヶ月前までに電話でお申し込みください。
名古屋市消費生活センター 試験係 ☎222-9679

利用のご案内

消費生活相談

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～16:15

TEL 052-222-9671

架空請求ホットダイヤル

TEL 052-222-9674

受付時間 土曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～11:00、13:00～16:00

TEL 052-222-9690

*土曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

受付時間 月～土曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

TEL 052-222-9677

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。

●このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100% 白色度80%)

名古屋城本丸御殿復元プロジェクト



交通のご案内

- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m